令和８年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新 設 ・ 拡 充 ・ 延 長 ・ その他 ）

No	1

府 省 庁 名　法務省

対象税目	個人住民税　法人住民税　事業税　不動産取得税　固定資産税　事業所税　その他（徴収規定）
要望項目名	船荷証券等の電子化に伴う所要の措置
要望内容（概要）	商法（明治３２年法律第４８号）上、船荷証券等の有価証券は紙で発行することが求められているところ、平成２９年に国連国際商取引法委員会で電子的移転可能記録モデル法が制定されたことや、令和７年６月の「経済財政運営と改革の基本方針２０２５」において船荷証券の電子化を可能とする商法改正が求められたことなどを受け、船荷証券等の交付に代えて船荷証券等に記載すべき事項を記録した一定の電磁的記録（以下「電子船荷証券記録等」という。）の提供をすることができるようにするための商法改正を予定しているところ。 上記商法改正に際し、電子船荷証券記録等が提供されている場合の強制執行の取扱いを踏まえ、地法税徴収上の滞納処分についても、所要の措置を講ずる。
関係条文	—
減収見込額	［初年度］　—　（　—　）　［平年度］　—　（　—　） ［改正増減収額］　—　（単位：百万円）
要望理由	（１）政策目的 近年の情報通信技術の進展に伴う電子商取引の拡大に対応するため、船荷証券等の交付に代えて電子船荷証券記録等の提供を行うことができるようにする等の措置を講ずる必要がある。 （２）施策の必要性 平成２９年に国連国際商取引法委員会において電子的移転可能記録モデル法が制定され、各国において同モデル法を参考に国内法を整備する動きがある中、本邦においても、令和７年６月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針２０２５」において、船荷証券の電子化を可能とする商法改正が求められており、これを速やかに実現する必要がある。上記商法改正に際し、電子船荷証券記録等の提供がされた場合に対応するため、強制執行の取扱いを踏まえ、地方税徴収上の滞納処分についても、所要の措置を講ずる必要がある。
本要望に対応する縮減案	—

今回の要望（税負担軽減措置等）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	—
		政策の達成目標	—
		税負担軽減措置等の適用又は延長期間	—
		同上の期間中の達成目標	—
		政策目標の達成状況	—
	有効性	要望の措置の適用見込み	—
		要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	—
	相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
		要望の措置の妥当性	—

これまでの税負担軽減措置等の適用実績と効果に関連する事項	税負担軽減措置等の適用実績	―
	「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	―
	税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	―
	前回要望時の達成目標	―
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	―
これまでの要望経緯		